

2022年10月25日  
沖縄電力株式会社

## 「離島等供給約款」の変更届出について

当社は、本日、電気事業法第21条第1項に基づき、「離島等供給約款」の変更届出を経済産業大臣に行いましたのでお知らせいたします。

「離島等供給約款」とは、当社の供給区域における離島（沖縄本島と電氣的に連系していない離島をいいます。）のお客さまを対象に、当社が電気を供給する際の料金やその他の供給条件を定めたものであり、その料金水準は、電気事業法第21条第3項に基づき、当社が供給する沖縄本島（沖縄本島と電氣的に連系している離島を含みます。）の小売料金水準相当で設定しております。

### 1. 変更内容

当社が供給する沖縄本島の小売料金メニューの燃料費調整に係る供給条件の変更を踏まえ、「離島等供給約款」における以下のメニューについて、実施日以降に新たにご契約いただくお客さまを対象に、燃料費調整額の算定に用いる平均燃料価格の上限額の設定を廃止いたします。

#### <対象メニュー※>

業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力、業務用ウィークエンド電力、季節別時間帯別電力、時間帯別調整契約、深夜電力（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）

※予備電力の適用を受ける場合は予備電力を含みます。

### 2. 実施日

2022年12月1日

以 上

(参照 URL)

○離島等供給約款変更届出書（令和4年10月25日）  
<https://www.okiden.co.jp/common/clause/document/index.html>

○離島等供給約款（令和4年12月1日実施）  
<https://www.okiden.co.jp/business-support/service/remote-island/>